

第十九回 参議院厚生委員会會議録第十八号

(三二四)

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)午前十時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 肇潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
湯山 勇君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

政府委員

厚生省社会局長 安田 巖君
引揚援護庁次長 田辺 繁雄君
事務局側

常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件
○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(上條愛一君) それでは只今から委員會を開会いたします。
先ず未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

第八部 厚生委員会會議録第十八号

昭和二十九年三月二十五日【参議院】
が、未帰還者留守家族等援護法の第十八条に規定いたしております。自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養の給付を受けている者の現在の人數、それから病名、入院関係等の実態について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(田辺繁雄君) 現在未帰還者留守家族等援護法によつて療養を受けておられます患者の状況を御説明申し上げます。昭和二十八年十月一日現在の調べで、患者總數は四千七百九十三名でございます。そのうちで、昭和二十九年十二月二十八日期限の満了いたしました現在の患者は四千二百三十名、總體の數字の八八・二五%に相成っております。この四千二百三十名の患者のうちで病類別に分類いたしますと、肺結核その他結核性疾患が約九〇%でございます。精神病が六・三六%でございます。その他が外部疾患その他の疾病でございます。これの大部分が入院患者でございます。約七〇%以上が現在入院後治療をいたしておりますわけでありまして、

開始されたのでありまして、最初は療養期間が二年でありましたものが、その後三年に延長せられ、二十六年の十二月二十八日に期限満了、直ちに更に三年間延長せられまして今日に至つておるわけでありまして、従つて今年の十二月二十八日で六年間の期間満了する者が四千二百三十名であるが、従つて大部分の者は今年の十二月二十八日で期間が満了するということになつております。

○委員長(上條愛一君) 次にお伺いたしたのは、十二月二十八日で期間が満了するわけで、その満了する予定の者が四千二百三十名あるということでありまして、そうした期間満了した後のこれらの患者に対する処置というものは、どのような処置をとられるお考えか。それからもう一つは、このようにな多数の患者があるのに、今回どうして法律で期間の延長の措置をとらなかつたかという点について御説明を願います。

○政府委員(田辺繁雄君) 現在の留守家族等援護法の復員患者に対する療養の制度は、実は一般公務員における災害補償の一種として療養するという制度と歩調を合わせて設けられた制度であるとお存しております。一般公務員の場合におきましては、公務上疾病に罹つた者については三年間が療養してやるといふ制度でございます。復員患者の場合におきましても、未復員期間中に公務その他自己の責に帰すべきからざる事由によつて病氣に罹つた場合には、一般公務員の公務上の病氣と同じように扱うべきであるということでございます。三年間の期限が満了する際に実情に即するようにということで、国会の立法によつて修正に相成りまして、三年間更に延長せられたわけでございます。私どももいたしましては、今年の十二月二十八日に期限満了するあとどうするかという問題につきまして、いろいろ検討して考えてはおります。でございますが、他の制度、国家公務員の一一般公務災害補償というふうなものは、他の制度との関連もございまして、これを全部の患者につけて六年間以上期限延長をすることが適當であるか、或いは軍人の場合に限定することが適當か、或いは軍人の場合であつても入院治療を必要とする者だけに限定することが適當か、或いは通院することができると入れることが適當かという問題について研究いたしておつたのでございます。そういったしますと、こういう形で、留守家族援護法のような形でやるのが適當か、或いは他の別の制度を考へることが適當なのか、ここにも問題がございまして、いろいろ検討を重ねておつたのでございます。結論がまだありません。いまは国会に他の改正案だけを出しまして、これは取りやめたような次第でございますが、今まで検討は重ねてはおつたのでございますが、何とかこれをしなければならぬという考えを以ちまして検討は続けており、又今

後も十分検討をいたしまして、今後少くとも入院治療を要する復員患者につきましては、適當な措置をとりたい、かように考えておる次第でございます。

○委員長(上條愛一君) 若し満期終了して、今年の十二月二十八日に療養給付を打ち切つてしまつた場合、これらの人々はどうせ生活窮乏をしておる人々でありまして、これは生活保護法か或いはその他の方法で救済するより途がないと思ひますが、当局としてはそのような方法で満期終了した諸君の療養というものが完全に行われるというお見込みかどうか、その点についてお伺ひしたい。

○政府委員(田辺繁雄君) お話の通り、この制度が打ち切られるということに仮になりましたら、恐らくは殆んど全部の患者について生活保護法による医療の保護を加えなければならぬことになるだらうと思ひます。ただ考えなければならぬ点、これらの方々は國家の要請によつて動員せられ、そのために疾病にかつた方々でございます。ますので、國家の責任として國が治療をしてやるといふことが望ましいのでございます。実は外部疾患の患者につきましましては長期間保護をするという制度が戦傷病者援護法で設けられております。内疾患の患者につきましても外疾患の場合と同様、未復員期間中に受けた疾病につきましまして、相当長期間に亘つて國が收容保護を加える必要のある者につきましては、名前は療養と

が出ないまま今日に至つておるような状態でございます。

○藤原道子君 この前の委員会では、少くとも国の責任においておるまで見るといふことを言われていたのです。特にこの際軍人と軍人でない者と分けなければならぬ理由はどういうことですか。両方とも国の責任でこうなつたと思うのです。

○政府委員(田辺繁雄君) 一般の人に就いてはどういう人かと言いますと、いづゆる特別未帰還者という形でございます。外地で抑留されておる間に病氣にかつた方々でございます。これは戦傷病者戦没者遺族援護法の場合におきましては、御承知のように軍人とそうでない人と一応分けておりまして、軍人でない方については年金等の支給がなされておらないのでございませう。戦傷病者援護法の系統の考え方を強く持つて参ります際には、軍人の方以外の人は一応除外される形になるわけでございます。その辺のところがい

ろい議論があるところでございまして、実質が国が一生涯面倒を見るという根拠が、国家が動員し国家の命令によつて公務に服したという方々と一般である方々との間において多少の違いがあつて然るべきではないか、かような考え方を持つておるわけでございます。ただ、それも形式が関係して参りますと、なか／＼むずかしい議論になつて参りますが、数は僅かでございますが、他の制度との関係においてバランスをとる必要がある、他の制度とのバランスから言へば、軍人で入院治療を必要とする方に限定するということの考え方が強く出て来るわけござい

ます。大部分が入院治療を要する方でございます。家で療養しておる方は或いは御遠慮願つていいのではないかと、このような考え方も出て来るわけでありませう。この点はもう少し研究を要する、こう考えております。

○藤原道子君 軍人と民間人との比率を伺いたい。

それからいま一つは、特殊の問題であるから、他の制度に入れないで別個のこういう制度があると思うのです。ですからこの際それを問題にするのはおかしいので、そういう人を見てやるためにこういう制度ができておると私は思つてゐるのです。間違つたら又御説明をお願いいたしますが、そういう考へで私は今日までこれに對して来ておりますので、他のほうとのバランスがとれないからこの際云々ということではなくて、だからこそこの制度が必要がある、私はそう思います。

○政府委員(田辺繁雄君) 患者数は總計で九十二名でございます。そのうちに本年十二月二十八日に期限満了の方が十四名であります。

それから他の制度がないからこういう制度を設けられたというのでございませうが、実は先ほども申し上げましたように、この制度の出発が未復員者という公務員に準ずる身分を持つた方々が公務期間中に疾病にかつた場合に、国が面倒を見てやるという制度でございます。これは公務員の災害補償法と歩調を合せた制度であるということ、先ほど申し上げたわけでございます。これが三年が更に六年になり、六年が更に延長されるといふことになりませう。と、一般公務員と歩調を合せたやうなそういう制度でやるということが

適當なのか、或いは他に別個のもつと長く面倒を見てやる制度にしてやるのが適當かというのを申上げたのでございまして、形式の問題ではございませうが、もつといい方法があれば、そういう長い長く面倒を見てやるという制度にしたほうがいいのではないかと、いふことを一応考えまして研究してゐるということをお申上げたのでございませう。他に制度がなかつたからこういう制度を設けたと申しますか、これは一般の公務員の場合においては、公務のために病氣になつた場合には三年治療をしてやるという制度があるものでございませう。未復員者の場合もやに

未復員期間中は一種の公務でございませう。その場合に病氣になつた場合に、一般公務員並みに面倒を見てやうというのがこの制度の出発点であつたわけでありませう。ただ、軍人の場合には一般公務員以上に面倒を見てやる必要があるのではないかと、実質においては全く御意見の通りと考えておりますが、形式につきましてはお話の通りこういう方法でやることも一つの方法であると思ひますが、或いは他に方法があるかも知れませうので、そこを研究しておつた、こういうことでございます。

○藤原道子君 それでは一般人中で九十二名中十四名期間満了、軍人は期間満了の人はどのくらいあるのですか。

○政府委員(田辺繁雄君) 軍人と一般邦人と合せまして、今年の十二月二十八日期限満了するものが四千二百三十名でございます。そのうち十四名が一般中であるということになります。

○藤原道子君 わかりました。最近特

に軍人と民間人の区別とかなんとかいふことがやかましく言われ出した。こういうことは面白くない。問題は、この際、この前にはそういうことなしに、とにかく期間が来まして、国の責任において最後まで面倒を見るのだという意思に變りがないかということをはつきり言つておること、私は思ふのです。これから調べてみなければわかりませうけれども、私の記憶ではそうです。今年の四千二百三十名の中で僅かに期間満了の者は十四名ということで、これを特別にどうこうする必要はないと思ひます。分けなければならぬ理由には薄弱だと私は思ひます。それから更にほかにもいい方法があればおつしやるけれども、あなたのやうに頭脳明晰な方が長い間研究されてもい

い方法が出なかつたのでしよう。じやないのではありませんか。一時ごまかされるのは私たち困るのです。本當のところを言つて下さい。

○政府委員(田辺繁雄君) 実はごまかすという気持はないのでございませう。我々もこの方々を何とかしてあげなければならぬという気持ちにおいては一番痛切に考へております。ただいろいろの事情がございまして……

○藤原道子君 そのいろいろの事情を開かして下さい。

○政府委員(田辺繁雄君) 法律というものを改正する場合には、制度その他について議論がいろいろ政府内部ではやかましいのでございまして、これは実は先般当委員会の専門員の方々、その他法制局の方にも御検討を願つたわけでありまして、やはり法律の制度になりますと、いろいろ議論がございまして、他の制度との関係でこういう形

がいいかどうかということになると、なか／＼議論の多いところでございませう。結論が出なかつたために、今回の改正案に間に合はなかつた、まあこういうことになるわけでございます。併し今後の問題もございまして、お話の通り、国としてこういう方々の要望を容れてあげなければならぬということについては、お話の通りでございます。で、今後何とかして善処いたしまして、こういう方々の治療を続けるように努力をしたいと思ひます。

○藤原道子君 私が特にここをやかましく申上げますのは、今適用されておる人の問題もさることながら、現在のやうにビキニ島あたりでも、危険区域外で働いておる場合でも怪我をする場合がある。或いは国内にいても灰が降つて来て怪我するかも知れないので、そういうやうなことになるたときのこと等もありますので、特に今の時代には軍人であるか軍人でないかというところで、そう危険の度において差別がないのです。そういう意味からそれ

も多数のものなら困る。今の内閣の立場から行けば別に何とかしたいかも知れないけれども、四千何人の中であつた十四人の問題です。そんなけちな問題じゃなくて、もつと大きな問題の前に立つて頂きたいと思ふのであります。

○湯山勇君 今の御説明でなお納得のいかない点がありますので、お聞きしたいと思ひます。法的に一般公務員とのバランスの関係とおつしやいますのは、第十八条第一項ですね。この問題だと思ふのです。ところが第三項を設置したことがすでにそのバランスを破つておるわけであつて、で、す

に現行法自体が現在の他の公務員とのバランスというものを破つた法律である、こういうことになっております。そこで第三項を設置したときに三年間という期間を限つたという理由はどこにあるのですか。三年間というものの理論的根拠、これはどこにあつたかお伺いしたいと思います。

○政府委員(田辺繁雄君) 御承知の通り復員患者に関する療養の制度は参議院の厚生委員会において決定されました、作られた制度でございます。この期間延長の三年というのは、たしかやはり国会において修正になりました三年間延長せられたことと承知いたしております。

○湯山勇君 それの理論的な根拠というのはいないわけでございますか、次長お考えになられて……。

○政府委員(田辺繁雄君) その当時の事情を詳しく存じませんが、まあ一応三年間ぐらい延長しておこうじやないかということでおやりになったのじやないかと想像しております。

○湯山勇君 私もそうだろうと思つておりましたが、そうすると、第三項に格別の理由がなければ、三年間が当分の間となつたとしても、必要な期間ということになつたにしても、或いは十年間となつたにしても、別にそうなた期間については理論的にそれは不都合だということはいへないと思ひますが、どうでございますか。

○政府委員(田辺繁雄君) まあ三年間延長したことによつて一般公務員以上に優遇したことには一応なると思ひます。ただ災害補償の場合におきましては、当時三年間の延長をなす際にも、私ども考えたのでございますが、三年

間治療してならない場合において、何か打切補償するという制度が一般公務員にはあるようにございます。未復員者の場合にそういうようなことをやりまして、結局上げたお金はすぐ使つてしまふし、又治療を現実には必要とするということになれば又生活にかかつて行くということになりますので、結局同じことになりまして、まあ三年間延長して治療を上げるといふほうがむしろ親切なやり方じやないか、こういうように一応考えたわけでございます。三年間の期間を過ぎてしまひますと、そのときには……取りあへず三年間というえとでやるのですが、永久にやるとか或いは期間をきめずとやるといふことになりまして別の形式のほうで、何かいい制度があれば、単行法があれば別の方法でやることも一つの考案方ではないかという議論も出て来ておるわけでありまして。若しなれば何かこういうものを延長してやるということの結果においては同じことになるのじやないか。結局同じでございますので、ただ形式的にどうかという議論をしておるわけでありまして、今回の改正には間に合はなかつたという実情であります。

○湯山勇君 それで今お話しのように、別の制度があればという御検討をなさつたことも、立場上よくわかりますけれども、併し別の制度も現行のこの制度もやはり制度としては独立した同じ価値のものであります。だから他のところのいづれかの制度によつてこのことが拘束されることよりも、その法律を審議する場合には、すでにこのある制度自体を検討することが先ず第一段階

じやないかと思ふのです。そういたしますと、さつきのお話のように第十八条の第三項というものは取りあへず親切なつもりで優遇するといふので三年にした。その三年が一年になつたにしても、やはり親切に優遇したという名目は立ちます。趣旨は通るわけですが、二年であつても同じです。三年でも、仮に五年になつても、十年になつても、これは今次長がおつしやつたような趣旨は少しも変らないといふことになれば、私は他の制度もそれほどむづかし御検討なさらなくても、もつと簡単に、もうすでにここに一つの独立したこの法律が全部御破算になつて他へ吸収されるのなら、そういうことは申上げることではないわけでありまして、けれども、この法律が現存してある以上、この三年という数だけ変更すれば何ら弊害は起らない。これが一番迷わないですつきりできる。そういう検討をされるのが私はいんじやないかと思ふのですが如何でしょうか。

○政府委員(田辺繁雄君) それも実に有力な御意見であると思ひます。

○湯山勇君 御肯定頂きましたので、次に私はお尋ねいたしますが、そうなた場合には予算措置はすでに二十九年度においては変更しなくてもできるやうに取れておるというように先ほど御答弁があつたやに聞きましたが、間違いないのでございませうか。

○政府委員(田辺繁雄君) 先ほどお答えした通りでございます。

○湯山勇君 間違ひございませうか。

○政府委員(田辺繁雄君) はあ。

○湯山勇君 それはどうしてそういうことになつたのでございませうか。

○政府委員(田辺繁雄君) これは予算

に計上して要求してそのまま認められたわけでございます。

○湯山勇君 と申しますのはですね。お気持はよくわかりましたが、やはりそういう、これはこのままで打切られるということは不当であるといふことを恐らく大蔵当局は認めて何にも言わないで出されたのだらうと、こういうふうなまあ判断しておるのです。そうすると、もう法律だけ変えれば、何らほかに変更しないでもこのことは実施できる。而も法律を變えるといふことは、ただ年数のところをちよつと変えさすればいいことである、こういうことになるわけでございます。

○政府委員(田辺繁雄君) 国会の御審議でそういう結論になれば、それでできなことはないと思ひます。

○湯山勇君 有難うございました。

○有馬英二君 只今配付を受けましたこの別紙第一という患者数の調査表ですね。これを拝見しますと、二十九年十二月二十八日期間満了患者病類表というのを見ますと、その中で、病類別ですが、一番多いのはどうも肺結核である。このパーセントを見まして、大体九〇%が結核で、そのうち八一・六八%が肺結核になつておるのです。これはよほど重症患者が多いのですか。或いはどういふのでしょうか。その程度はわかりませんか。

○政府委員(田辺繁雄君) どの程度の病状であるかについての詳細な資料はございませうが、併しこの方々はいずれも昭和二十三年十二月以降ずつと今日まで治療しておられた方々でございますので、まあ簡単に治療できない方たちであると考えられます。

○有馬英二君 ここで今年の十二月二

十八日期間満了と書いてありますが、そうすると療養期間がこでなくなつてしまつて、これから後更に延長されるのですか、或いは一時帰されるか、或いは外に出されてしまふということになりますか。

○政府委員(田辺繁雄君) 先ほどからその点につきまして御説明申し上げたのでございますが、若しこのままに期限が満了すれば、生活保護法の治療を受けるということに大部分の方はなるだらうと思ひますが、併し先ほど申し上げました通り、これらの方々は特殊な状態の下に疾病に罹られた方々でありますので、国としても一般の生活保護法以上に手厚く面倒を見てあげる必要があるのじやないか、こう考えまして、期間満了後の措置につきまして、は、我々としても従来検討いたして参りましたし、今後も検討を加えまして、何とか国家として特別の処置ができるようにいたしたいとこう考えます。

○有馬英二君 この三つある表のうち、二十九年十二月二十九日現在とあつて、括弧して予定とありますが、そうするとその前の表が二十八年十二月二十八日、この二十八日と二十九日、一日の差になる。そこでその表の肺結核の入院数というのが、どうも印刷が甚だ不鮮明でよくわからないのですが、二百九十五名であります……、二千とは読めないのですが計のところは四百十八になつておりますから、二百九十五名じやないかと思ふのでありますが、若しそうだとすると前の入院二千二百十一、これとの差が非常に大きい。つまり千九百名ばかりの数が退院してしまつたということになつ

ておりますが、それは今お話のように、この法律の範囲内においては、これでは取容できないが、これからあと今の保護法によるというようなことからここはなくなつてしまつたということとどういふ計数になつてゐるのございませうか。御説明を願います。

○政府委員(田辺繁雄君) この二十九年十二月二十八日期限満了数というのは、その日において六年間の期限が満了する人という意味でございませう。それからその次が二十九年十二月二十九日現在患者数というのは、期限満了に至らない人という意味でございませう。これは重複いたしておけません。

○有馬英二君 わかりました。

○委員長(上條愛一君) ちよつと速記をやめて下さい。

午前十一時三十七分速記中止

午前十一時五十七分速記開始

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

一時休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時五十八分開会

○委員長(上條愛一君) それでは委員会を再開いたします。

ほかに御発言がないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それではこれから討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ替否を明らかにしてお述べを願います。

○藤原道子君 私はこの際修正の動議

を提出いたします。その修正の案文を朗読いたします。

未帰還者留守家族援護法の一部を改正する法律案に対する修正案。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十八条の改正規定を次のように改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に、同条第三項中「三年間」を「四年間」に改める。

附則に次の一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の三項を加える。

(沖縄地域に関する特例)

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)に住所又は居住を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で、必要な特例を定めることができる。

(療養給付期間の延長)

41 厚生大臣は、附則第二十二項の規定により療養の給付を受けている者が、同項但書に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに一年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

42 第十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

以上でございます。

○湯山勇君 私は只今の藤原委員の修正の動議に賛成をいたします。

○委員長(上條愛一君) それでは只今の藤原委員提出の動議は成立いたしました。よつて藤原委員提出の修正案を含めて修正意見がございましたら討論の中にお述べを願います。

○大谷豊潤君 私はこの際希望意見を申し上げたいと存じます。この療養給付の問題に対しまして一年間延長されましたその間に、今日より以上のよき法案を作成して頂きまして、患者が安心して療養のできるように改正の機会を持つことを希望を述べて今の修正案に賛成を申し上げます。

○委員長(上條愛一君) 他に御発言はございせんか。……別に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決いたします。未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について、先ず討論中にありました藤原委員提出の修正案を議題といたします。本修正案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございます。よつて藤原委員提出の修正案は可決せられました。

次に、只今採決されました藤原委員提出の修正にかかると部分を除いて、内閣提出の本法案全部を問題に供します。修正の部分を除いた内閣提出案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございます。

さいいます。よつて本案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

(多数意見者署名)

大谷 豊潤 常岡 一郎
藤原 道子 高野 一夫
中山 壽彦 西岡 ハル
横山 フク 廣瀬 久忠
湯山 勇 有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございせんか。……署名漏れはないと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

以上を以て散会いたします。

午後三時七分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、らい予防法の一部を改正する法律案

二、らい予防法の一部を改正する法律案

三、らい予防法の一部を改正する法律案

四、予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(親族の援護)

第二十一条 都道府県知事は、入所患者をして安んじて療養に専念させるため、その親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)のうち、当該患者が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしにしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に對し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。但し、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)を除く)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することによつて行うものとす。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによつて行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条に次の一号を加える。

七 第二十一条の規定による援護に要する費用
第二十三条の次に次の一条を加える。

(費用の徴収)

第二十三条の二 都道府県知事は、第二十一条の規定による援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者(入所患者を除く)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十四条中「都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一」を「都道府県が支弁する費用のうち、第二十三条第一号から第六号までに掲げる費用については、その二分の一、同条第七号に掲げる費用については、その全部」に改める。
第二十五条の次に次の一条を加える。

(公課及び差押の禁止)

第二十五条の二 第二十一条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

2 第二十一条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押えることができる。

ない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年十月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

十 国立らい研究所に関すること。

第十五条中「病院管理研修所」を「病院管理研修所」に改める。
国立らい研究所

第二十三条の次に次の一条を加える。

(国立らい研究所)

第二十三条の二 国立らい研究所は、らいの予防及び治療に関する調査研究をつかさどる機関とする。

2 国立らい研究所の位置及び内部組織は、厚生省令で定める。